

平成28年10月20日
環境生活部環境保全課

改善命令違反により告発していた件について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく改善命令に違反したことをもって告発していた件について、本日、弘前警察署より、被告発人が逮捕されたとの発表がありましたので、県が行った告発及び改善命令の内容についてお知らせします。

1 告発内容

(1) 被告発人

住所 南津軽郡藤崎町大字常盤字富田

氏名 工藤一弘

(2) 根拠条文

【改善命令】 法第19条の3

【改善命令違反】 法第26条第2号（3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又は併科）

【告発】 刑事訴訟法第239条第2項

(3) 告発年月日

平成28年7月1日

(4) 告発理由

被告発人は、下記2記載の改善命令の内容について、履行期限である平成27年12月13日までに命令に従わず、履行しなかったため。

2 改善命令

(1) 命令年月日

平成27年10月20日

(2) 改善命令の内容

- ① 被処分者が弘前市大字高杉字尾上山地内において被処分者の事業活動（解体工事業による家屋の解体等）に伴って生じた産業廃棄物である木くず、がれき類等（以下「本件産業廃棄物」という。）を保管している場所の周囲に囲いを設けること。
- ② 被処分者が弘前市大字高杉字尾上山地内において本件産業廃棄物を保管している場所の見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板を設けること。
- ③ 被処分者が弘前市大字高杉字尾上山地内において保管している本件産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

- ④ 被処分者が弘前市大字高杉字尾上山地内において保管している本件産業廃棄物のうち、法第12条第1項の産業廃棄物処理基準に定める産業廃棄物の保管数量の制限を超える部分に相当する産業廃棄物を当該産業廃棄物処理基準に従って処分（同条第5項の委託による処分を含む。）すること。

(3) 履行期限

平成27年12月13日

報道機関用提供資料（連絡先）		
担当課（室）	環境生活部環境保全課 廃棄物・不法投棄対策グループ 野澤総括主幹	
電話 番号	内線	6471
	直通	017-734-9248
報道監	白坂次長	